

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

T E L 0847-22-3211 F A X 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所 長 用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

U R L <http://www.matsuura-apollon.jp>

12

令和7年
2025



今月のことば

思いをこめた
製品を世に出す

田宮俊作
(タミヤ元会長)

税 務

「去年と同じ」はNG
最終確認! 令和7年分年末調整のポイント

会計・税務

社長がおさえておきたい
「減価償却」のきほん

会 計

会計ミステリー!? 利益は出ているのに、どうして資金がない?

コラム

「睡眠負債」のない年末年始を過ごそう

「去年と同じ」はNG 最終確認! 令和7年分年末調整のポイント

「年収の壁」の見直しで、所得税の還付を受ける人が増えるとされている今年の年末調整。従業員本人はもちろん、その配偶者や扶養親族の年収・年齢など、確認すべき点は例年より増えているため、「去年と同じ」ではNG。年末調整のポイントを最終確認しておきましょう。

まずはおさらい!

「年収」と「給与所得」の違いとは?

従業員に、各種申告書の入力方法（書き方）を説明する際に正しく伝えられるように、混同しやすい「年収（年間給与収入）」と「給与所得」の違いを確認しておきましょう。

●年収(年間給与収入)

1月1日から12月31日までの1年間に、会社から支払われる総支給額のこと。税金や社会保険料等が引かれる前の金額を指します。

●給与所得

年収(年間給与収入)から、給与所得者の「必要経費」とされる「給与所得控除」を差し引いたものが給与所得です。その年の収入が給与所得のみの場合、給与所得=合計所得金額となります。

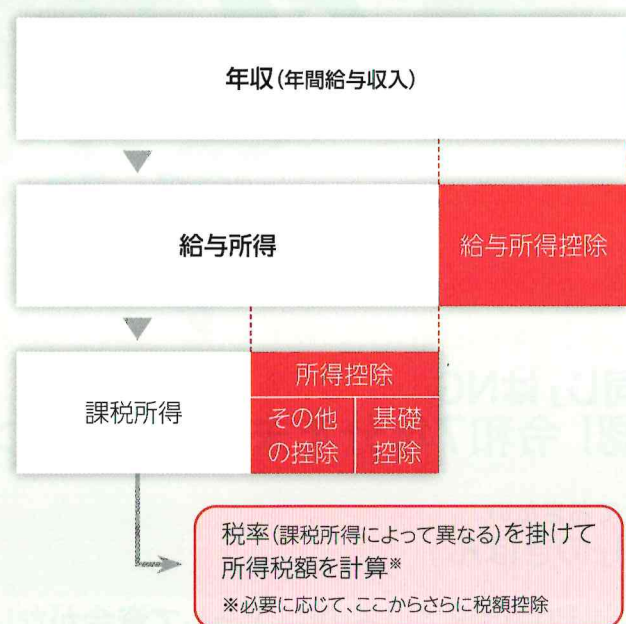
給与所得から、基礎控除、配偶者控除といった所得控除を差し引いたものが「課税所得」です。この課税所得に税率を掛けて、所得税額を算出※します（図表）。

※ここから「税額控除」がなされる場合があります。

年末調整事務では従業員の配偶者と大学生世代の子等の年収を確認!

実務では、まず従業員から年末調整に必要な各申告書（資料1）の提出を受け、その内容を確認します。このうち、「年収の壁」の見直しとも関連する「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」について、実際の申告書様式（資料2）に沿ってチェックポイントを見ていきましょう。

図 表 給与所得者の税額計算の仕組み



1. 基礎控除申告書（従業員本人）

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄①に記載された金額を確認します。給与所得控除の最低保障額が「55万円→65万円」に引き上げられているので、その点に留意して合計所得金額をチェックしましょう。

次に、合計所得金額に応じた「基礎控除の額」欄②をチェックします。「控除額の計算」の表③は昨年と異なるので注意が必要です。

2. 配偶者控除等申告書（従業員の配偶者）

まず「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄④の金額について、正しく計算されているかをチェックします。配偶者の年収が昨年と変わらなくても、給与所得控除の最低保障額が65万円になったことで、配偶者の合

計所得金額は異なる可能性がありますので、注意しましょう。

次に、「配偶者控除の額」または「配偶者特別控除の額」欄⑤の金額について、基礎控除申告書の「区分Ⅰ」欄⑥と配偶者控除等申告書の「区分Ⅱ」欄⑦に沿った、正しい数字になっているかをチェックします。

3. 特定親族特別控除申告書

(従業員の大学生年代の子等)

令和7年度税制改正により「特定扶養控除」を受けるための生計を一にする大学生年代(19歳以上23歳未満)の子等の年収要件が「103

万円以下→123万円以下(合計所得金額が58万円以下)」に引き上げられました。加えて、「特定親族特別控除」が新設され、大学生年代の子等の合計所得金額が58万円超123万円以下(年収123万円超188万円以下)であっても控除対象となります。「特定親族特別控除の額」欄⑧の金額が、「控除額の計算」欄⑨に沿った正しい数字であるかをチェックします。

従業員の子等の年収・年齢も、正確に把握しておくことが求められます。

▶このほか、「扶養控除等(異動)申告書」についても「年収の壁」の影響があります。ご不明な点は当事務所までお問い合わせください。

資料1 年末調整に必要な資料

●扶養控除等(異動)申告書

●保険料控除申告書

●基礎控除申告書
●配偶者控除等申告書
●特定親族特別控除申告書
●所得金額調整控除申告書



資料2 基礎控除・配偶者控除等・特定親族特別控除申告書の様式

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の 名称(氏名) 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所) 税務署長	記載のしかたはこちら あなたの氏名 あなたの住所 又は居所	基・配・特・所
--	--	---------

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		

あなたの本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額

③ 基礎控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
132万円以下	95万円	
132万円超336万円以下	88万円	
336万円超480万円以下	68万円	
480万円超655万円以下	63万円	
655万円超900万円以下	58万円	
900万円超1,000万円以下	48万円	
1,000万円超2,380万円以下	32万円	
2,380万円超2,400万円以下	32万円	
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	16万円	

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の表」を参考に記載してください。

② 基礎控除の額

区分Ⅰ

基礎控除の額

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○配偶者の氏名等

(フリガナ)	配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
			年 月 日

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額

④ 配偶者の控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
58万円以下かつ年齢70歳以上(昭和31.1以前生)	58万円	
58万円以下かつ年齢70歳未満	58万円	
58万円超95万円以下	58万円	
95万円超133万円以下	58万円	

⑤ 配偶者の控除の額

配偶者控除の額

配偶者特別控除の額

⑧ 配偶者特別控除の額

⑨ 控除額の計算

区分Ⅱ	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)
A	48万円	38万円	38万円	36万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円

⑨ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額

特定親族の控除額

特定親族特別控除の額

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○特定親族の氏名等

(フリガナ)	特定親族の氏名	特定親族の個人番号	特定親族の生年月日	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	あなたと特定親族の生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1			年 月 日			円	円
2			年 月 日			円	円

⑨ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※「特定親族の氏名等」欄は「特定親族の氏名等」欄に記載してください。

◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合は、記載する必要はありません。

社長がおさえておきたい 「減価償却」のきほん

会計においては、使用期間が複数年にわたる車や機械、建物などの固定資産は、一般に、減価償却をする必要があります。また、「課税の公平」「事務の簡素化」を図る観点から、法人税や所得税においても細かなルールが定められています。減価償却の基本を解説します。

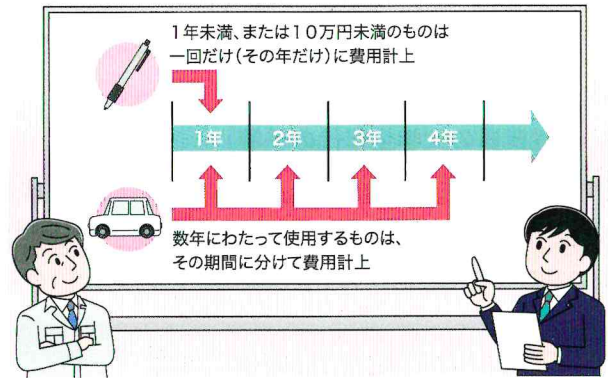
■ きほん その1

「減価償却」ってなに？

「減価償却」とは、時間の経過や使用などによって価値が減少していく固定資産（＝減価償却資産：車両、機械、建物、パソコンなど。下記図表1参照）の購入費用を、一度に経費として計上するのではなく、使用可能期間（耐用年数）に応じて、分割してその年分の経費として計上する会計上のルールの1つです。

会計においては「費用収益対応の原則」が重要です。これは、その資産を使って得た収益と、その資産の使用にかかる費用とを対応させること——をいいます。減価償却は、この「費用収益対応の原則」に基づくもので、正しい期間損益を計算するために行われます。

例えば、1,000万円の機械（耐用年数10年）を購入した場合、その全額を購入した期の経費とすると、その期の利益が極端に少なくなってしまいます。その点、減価償却により、耐用年数にわたって毎年100万円ずつ費用とすることで、その企業の実態に即した正確な利益を把握できるようになります。また、減



価償却費は税法で規定された耐用年数に応じた期間にわたって、定額法や定率法に基づいて計上することが一般的で、損金（必要経費）として認められます。

■ きほん その2

少額な減価償却資産の取り扱い

少額な減価償却資産は、税務上、一時の損金（必要経費）算入が認められています（図表2）。

● 使用可能期間が1年未満、または取得価額が10万円未満のもの

使用可能期間が1年未満のもの、または取得価額が10万円未満のものの場合、「消耗品費」等として、購入したその期に一括で費用計上できます。

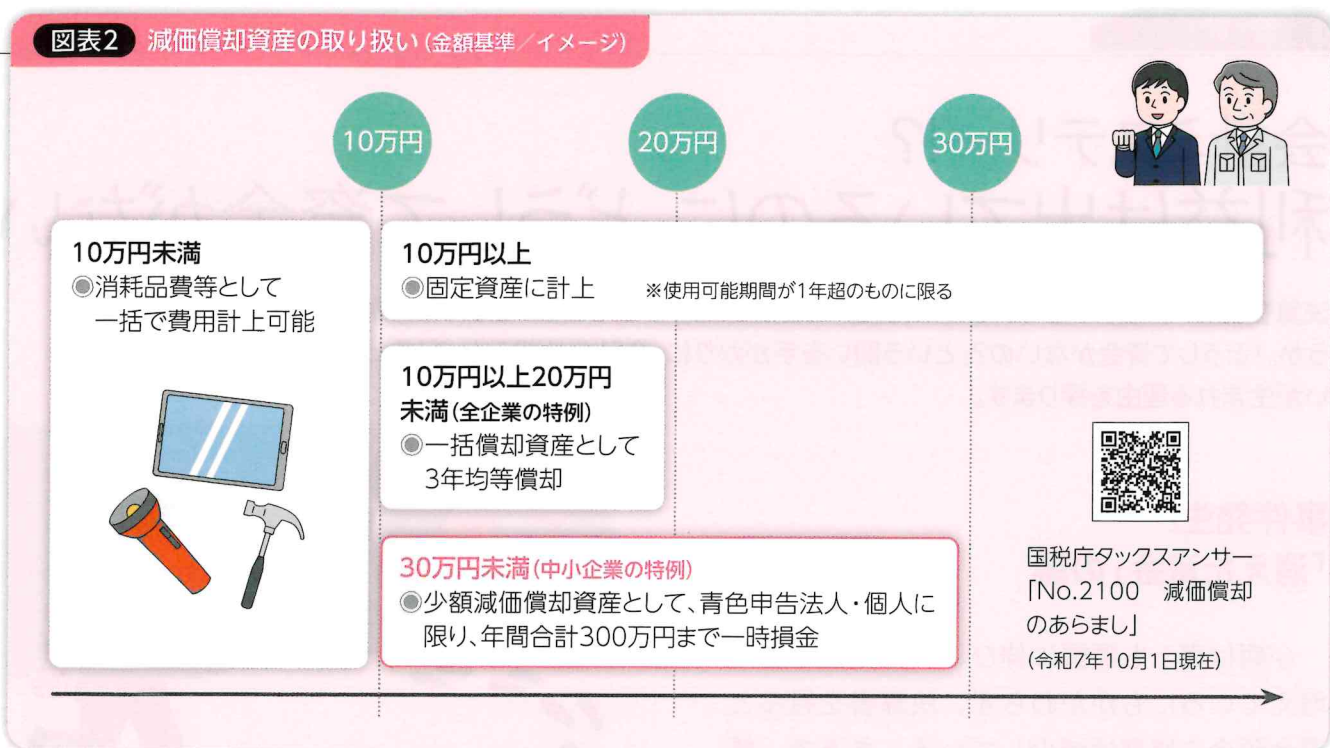
● 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産（一括償却資産）

一定の要件の下でその減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、その一

図表1 固定資産の分類

	有形固定資産	無形固定資産
減価償却資産	建物(附属設備を含む) 構築物 機械・装置 工具・器具・備品 車両・運搬具 など	特許権 商標権 ソフトウェア 営業権 水道施設利用権 など
非減価償却資産	土地 一定の美術品等 など	借地権 電話加入権 など

図表2 減価償却資産の取り扱い(金額基準/イメージ)



括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1に相当する金額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において損金(必要経費)に算入することができます。「一括償却資産」としたものについては、「償却資産税」の課税対象にする必要がありません。

●中小企業者等の

「少額減価償却資産」の特例

中小企業(青色申告法人・個人)の場合、取得価額が30万円未満の減価償却資産を、年間合計300万円まで、全額その年に費用計上することができます。ただし、「償却資産税」の課税対象となるため、市区町村への申告が必要になります。

「取得価額」に消費税の額を含めるかどうかは採用している経理方式によります

- 税込経理の場合: 消費税を含んだ金額
- 税抜経理の場合: 消費税を含まない金額

※免税事業者の経理方式は税込経理

基本 その3

償却資産税の申告もお忘れなく

建物や車両(自動車税対象)、ソフトウェア等を除く事業用の減価償却資産には、償却資産税がかかります。

その年の1月1日時点で所有している償却資産(例: 舗装路面、看板、建設機械、応接セット、パソコン、自動販売機など)の評価額に、税率(標準税率は1.4%)を乗じた額が課税されます(原則として、償却資産税の免税点は課税標準額150万円未満とされています。免税点の判定は市区町村ごとの償却資産の合計額によります)。

毎年1月31日までに、その資産の所在する市区町村ごとに「償却資産の申告書」を提出する必要があります(東京23区の場合は各都税事務所)。

注意したいのは、廃棄等をした償却資産がある場合です。「その資産をすでに所有していない」ことを市区町村へ申告しない限り、減価償却費相当額を差し引いた帳簿価額(課税標準額)を基礎として償却資産税が課税されることになりますので、年末の大掃除の時などに、固定資産台帳と現品とを照合して、その資産が実際に存在しているかどうか、きちんと確認するようにしましょう。使用していない償却資産がある場合は、廃棄等を検討することも必要です。

償却資産を新たに取得したり、廃棄等をした場合には、その事実が確認できる書類(見積書や請求書、リース契約書等)を必ず保存しておくとともに、固定資産台帳の更新も忘れずにしておきましょう。

会計ミステリー!?

利益は出ているのに、どうして資金がない?

決算書上は「利益」が出ているのに、資金(現金預金残高)は心もとない。そんな経験はないでしょうか。「どうして資金がないの?」という問いを手がかりに、会計の仕組みと、利益と資金のすれ違いが生まれる理由を探ります。

事件発生! 「消えた資金」の謎

今期は売上も順調に伸び、利益も前年より増えているにもかかわらず、決算書を見ると現金預金の残高は減少している。まるで、帳簿の中で資金が消えてしまったかのような「不可解なミステリー」です。

決算書には、確かに当期利益が存在しています。ところが、あるはずの資金が見当たらない。誰が、いつ、どこへ、資金を持ち去ったのか——。これは、経営の現場でしばしば起こる現象。その実は、会計の仕組みが生み出すトリックのようなものです。

利益と資金は、同じように見えて、まったく異なるルールと流れの中で動いています。その違いを理解することが、「消えた資金」の謎を解く鍵となります。例えば、掛取引の場合、売上が立った時点で帳簿には収益が計上されますが、実際に資金が増えるのは、売掛金が回収された後です。同様に、仕入が計上されても、買掛金の支払いが済むまでは資金は減りません。会計上の収益・費用と、実際の入出金のタイミングのズレこそが、利益と資金が一致しない理由なのです。

資金が行方不明!?

「足あと」をたどっていくと……?

図表1の決算書を見ると、当期利益500万円に対して、現金預金は前期末より300万円減少しています。決算書を紐解きながら、「消えた資金」の足あとを追跡してみましょう。



足あと① 売掛金残高の増加

売掛金残高が前期より200万円増加しています。これは未回収となっている売掛金の分だけ資金が増加していないことを意味します。

足あと② 在庫の増加

前期より在庫(棚卸資産)が100万円増加しています。在庫は、販売して売掛代金として回収されるまでは資金とはなりません。そのため在庫の増加分だけ資金の減少要因となります。

足あと③ 借入金残高の減少

期中に、借入金を返済したことで、借入金残高が300万円減少しました。これは借入金の返済のために300万円の現金預金が使われたことを意味します。会計上、借入金の返済は費用にならないため、当期利益には影響しないものの現金預金を減少させています。

足あと④ 設備投資(固定資産の購入)

期中に、新たに400万円の設備投資を行いました。設備投資を現金預金で行った場合、その分、現金預金が減少します。

図表1 当期利益500万円はどこへ消えた？

				損益計算書				収益
				費用		売上		
①売掛金残高の増加				売上原価	7,000		10,000	
				経費	2,300			
				減価償却費	200			
				当期利益	500			
					10,000		10,000	

利益は500万円増加したが、現金預金は300万円減少してしまった。

③借入金残高の減少

一致する

⑤減価償却費の計上

※単位:万円

比較貸借対照表							
(借方)	前期末	当期末	増減		前期末	当期末	増減
現金預金	1,300	1,000	-300	買掛金	900	900	0
売掛金	800	1,000	200	借入金	1,000	700	-300
在庫	300	400	100	資本金	1,000	1,000	0
固定資産	1,500	1,700	200	繰越利益	1,000	1,500	500
資産計	3,900	4,100	200	負債・純資産計	3,900	4,100	200

④設備投資 (固定資産の購入)

②在庫の増加

図表2 資金の増減要因 (利益=資金とならないわけ)

当期利益 500万円				
①売掛金残高の増加	200万円	▲200万円	未回収の売掛金は現金預金になっていない	
②在庫の増加	100万円	▲100万円	在庫は現金預金が姿を変えたもの	
③借入金残高の減少	300万円	▲300万円	借入金の返済は経費にならない	
④設備投資	400万円	▲400万円	設備投資で現金預金が減少	
⑤減価償却費の計上	200万円	+200万円	減価償却費は現金預金の減少を伴わない	
資金の増減		▲300万円		

足あと⑤ 減価償却費の計上

損益計算書に減価償却費200万円が計上されています。減価償却費は、現金預金の流出を伴わない費用のため、利益と資金のズレを生み出す要因になります。

当期に行った設備投資により固定資産は400万円増加しましたが、減価償却費の計上により、貸借対照表上、固定資産の増加は200万円になっています。

事件の「真相」は？

会計の正しい理解が健全経営の第一歩

「消えた資金」の謎を追って決算書を読み解いた結果、当期利益500万円は、①売掛金残高の増加、②在庫の増加、③借入金残高の減

少、④設備投資に使われ、さらに⑤減価償却費の計上を加味しても、資金は減少してしまいました (図表2)。ただし、実はこれらは、いずれも会計のルールに従って正しく処理されたものにすぎません。

では、あるはずの資金が消えたのはどうしてなのか？ それは、発生主義など会計の仕組みへのあいまいな理解から生まれた「利益=資金」という誤解です。帳簿上の利益が、そのまま現金預金として存在するはず——との思い込みこそが、「利益はあるのに、どうして資金がない？」事件の真相なのです。

利益を上げることはもちろん重要ですが、それだけでは十分ではありません。資金の流れを正しく読み解き、資金繰りの改善に取り組むことが、健全な経営への第一歩です。



星野スウ/PIXTA

「睡眠負債」のない 年末年始を過ごそう

年末年始は、大晦日・初日の出観賞などのイベントや飲酒の機会の増加、長期休暇によって、生活リズムが不規則になりがち。それにより慢性的な睡眠不足が蓄積した状態は、「睡眠負債」とも呼ばれます。体調不良の原因となる睡眠負債を膨らませないためのポイントを紹介します。

つついやりがち……「それダメ!」なNG習慣

NG 休日の「寝だめ」

休日だけ長く寝ても、翌日以降のための「寝だめ」にはならないとされています。休日・平日問わず、できるだけ規則正しい生活を心がけましょう。

NG 飲酒後、すぐに就寝

アルコールは睡眠の質を低下させる原因に。飲酒は就寝の3～4時間前までが理想。眠気を誘おうと「寝酒」をたしなむのも逆効果です。

NG 「寝落ち」や夕方以降の仮眠

照明やテレビがついた環境で寝ても、身体は休まりません。読書中やテレビ視聴中の「寝落ち」や、夕方以降の仮眠は避けましょう。



「社会的時差ボケ」に注意! 日々の就寝・起床時刻は均一に

就寝時刻と起床時刻の間を「睡眠中央時刻」といいます。これが平日と休日とで2時間以上ズレると、日中に眠くなる一方、夜に眠れなくなる「社会的時差ボケ」状態となり、睡眠負債がさらに膨らみます。毎日の就寝・起床時刻はなるべく揃えましょう。

【例】

平日:23時就寝、6時起床 睡眠中央時刻…2時30分
休日:1時就寝、10時起床 睡眠中央時刻…5時30分
→平日と休日の睡眠中央時刻に3時間のズレ

どうしても眠いときは「3か条」を守って仮眠しよう

日中に激しい眠気に襲われたときは次の条件を守って仮眠すると、夜の睡眠に悪影響を与えないとされています。

- ① 14時までに眠る
- ② 仮眠時間は20分程度にする
- ③ 仮眠の直前にカフェインを摂取する

12:30



参考:柳沢正史 監修『快眠法の前に 今さら聞けない睡眠の超基本』朝日新聞出版

今月の
ことば

思いをこめた製品を世に出す 田宮俊作 (タミヤ元会長)

「ミニ四駆の生みの親」としても知られ、タミヤを世界的な模型メーカーへと成長させた田宮俊作氏。田宮氏が貫いた模型づくりの信念は「世界一の品質」。実物の採寸や詳細なデータに基づく精密性・再現性だけでなく、見る人に美しさを感じさせ、「鑑賞に堪える製品づくり」に向けた作り手のこだわりこそが重要という。「思いの強さ」こそ、世界に通じる品質を生み出す原動力といえる。

出典:『伝説のプラモ屋 田宮模型をつくった人々』文藝春秋